

平成19年草加市議会12月定例会 市長提出議案等一覧

【議案】

- 第 82号議案 平成19年度草加市一般会計補正予算（第4号）
- 第 83号議案 平成19年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 84号議案 平成19年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 85号議案 平成19年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 86号議案 平成19年度草加市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 87号議案 平成19年度草加市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 88号議案 草加市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 89号議案 教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について
- 第 90号議案 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 91号議案 草加市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 第 92号議案 草加市交通災害共済条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 93号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 94号議案 草加市暴力排除都市宣言について
- 第 95号議案 財産の取得について
- 第 96号議案 指定管理者の指定について
- 第 97号議案 指定管理者の指定について
- 第 98号議案 市道路線の廃止について
- 第 99号議案 市道路線の認定について
- 第100号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第101号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

【報告】

- 第 27号報告 専決処分の報告について
- 第 28号報告 専決処分の報告について
- 第 29号報告 専決処分の報告について
- 第 30号報告 専決処分の報告について

【請願】

- 請願第 3 号 手代橋への歩道橋増設を求める請願書
- 請願第 4 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書

第83号議案 平成19年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成19年度草加市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

歳入・歳出補正予算額 502,740千円
 補正後の歳入・歳出予算額 9,029,356千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)		
款	補正額	主な内容
4 繰入金	-10,560	・一般会計繰入金
7 市債	513,300	・公共下水道事業借換債
合計	502,740	

歳出 (千円)		
款	補正額	主な内容
1 総務費	-10,560	・人件費
3 公債費	513,300	・地方債償還元金
合計	502,740	

・債務負担行為

追加(新規設定分) 公共下水道汚水整備事業(平成19年度～平成20年度) 限度額 287,400千円
 追加(新規設定分) 公共下水道雨水整備事業(平成19年度～平成20年度) 限度額 31,500千円

第84号議案 平成19年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計補正予算
 (第2号)

平成19年度草加都市計画新田西部地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

歳入・歳出補正予算額 -330,300千円
 補正後の歳入・歳出予算額 1,718,871千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)		
款	補正額	主な内容
4 繰入金	-75,800	・一般会計繰入金
7 市債	-254,500	・土地地区画整理事業債
合計	-330,300	

歳出 (千円)		
款	補正額	主な内容
1 総務費	-2,100	・人件費
2 事業費	-328,200	・公共施設整備等関連事業
合計	-330,300	

・継続費

廃止 長栄町第7公園下雨水貯留槽築造工事
 年割額 平成19年度 328,200千円
 年割額 平成20年度 492,300千円

第85号議案 平成19年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成19年度草加市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

歳入・歳出補正予算額 994,291千円
補正後の歳入・歳出予算額 22,879,926千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)		
款	補正額	主な内容
4 国庫支出金	112,667	・療養給付費負担金
5 療養給付費等交付金	457,192	・療養給付費等交付金
9 繰入金	424,432	・その他一般会計繰入金（療養給付費助成金）
合計	994,291	

歳出 (千円)		
款	補正額	主な内容
1 総務費	6,343	・国民健康保険共通事務管理
2 保険給付費	987,948	・保険給付事業（一般療養の給付） 306,427
		・保険給付事業（退職者等療養の給付） 634,549
		・保険給付事業（一般療養費） 24,948
		・保険給付事業（退職者等療養費） 17,005
		・審査手数料 5,019
		・保険給付事業（一般高額療養費）【財源振替】
・保険給付事業（退職者等高額療養費）【財源振替】		
合計	994,291	

第86号議案 平成19年度草加市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成19年度草加市介護保険特別会計補正予算(第3号)

歳入・歳出補正予算額 1,338千円
補正後の歳入・歳出予算額 6,831,027千円

補正予算の主な内容

歳入 (千円)		
款	補正額	主な内容
3 国庫支出金	413	・地域支援事業交付金
4 支払基金交付金	513	・地域支援事業支援交付金
5 県支出金	206	・地域支援事業交付金
7 繰入金	206	・一般会計繰入金
合計	1,338	

歳出 (千円)		
款	補正額	主な内容
4 地域支援事業費	1,655	・特定高年者把握事業
5 基金積立金	-317	・介護給付費準備基金積立金
合計	1,338	

第87号議案 平成19年度草加市水道事業会計補正予算（第1号）

1 目的

平成19年8月7日付け総務省通知、平成19年度の公的資金補償金免除繰上償還等実施要領において、借入をしている企業債の一部が補償金免除の繰上償還の条件を満たしていることから有価証券（国債）購入費を減額し、繰上償還資金とするため、補正を行うものです。

2 内容

平成19年度草加市水道事業会計予算第4条本文括弧中「減債積立金359,335千円、過年度及び当年度分損益勘定留保資金1,777,528千円」を「減債積立金464,835千円、過年度及び当年度分損益勘定留保資金1,672,028千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的支出

科 目	既決予定額	補正予算額	計
第1款 資本的支出	3,515,668 千円	0 千円	3,515,668 千円
第3項 投 資	1,500,750 千円	△ 105,500 千円	1,395,250 千円
第4項 企業債償還金	359,335 千円	105,500 千円	464,835 千円

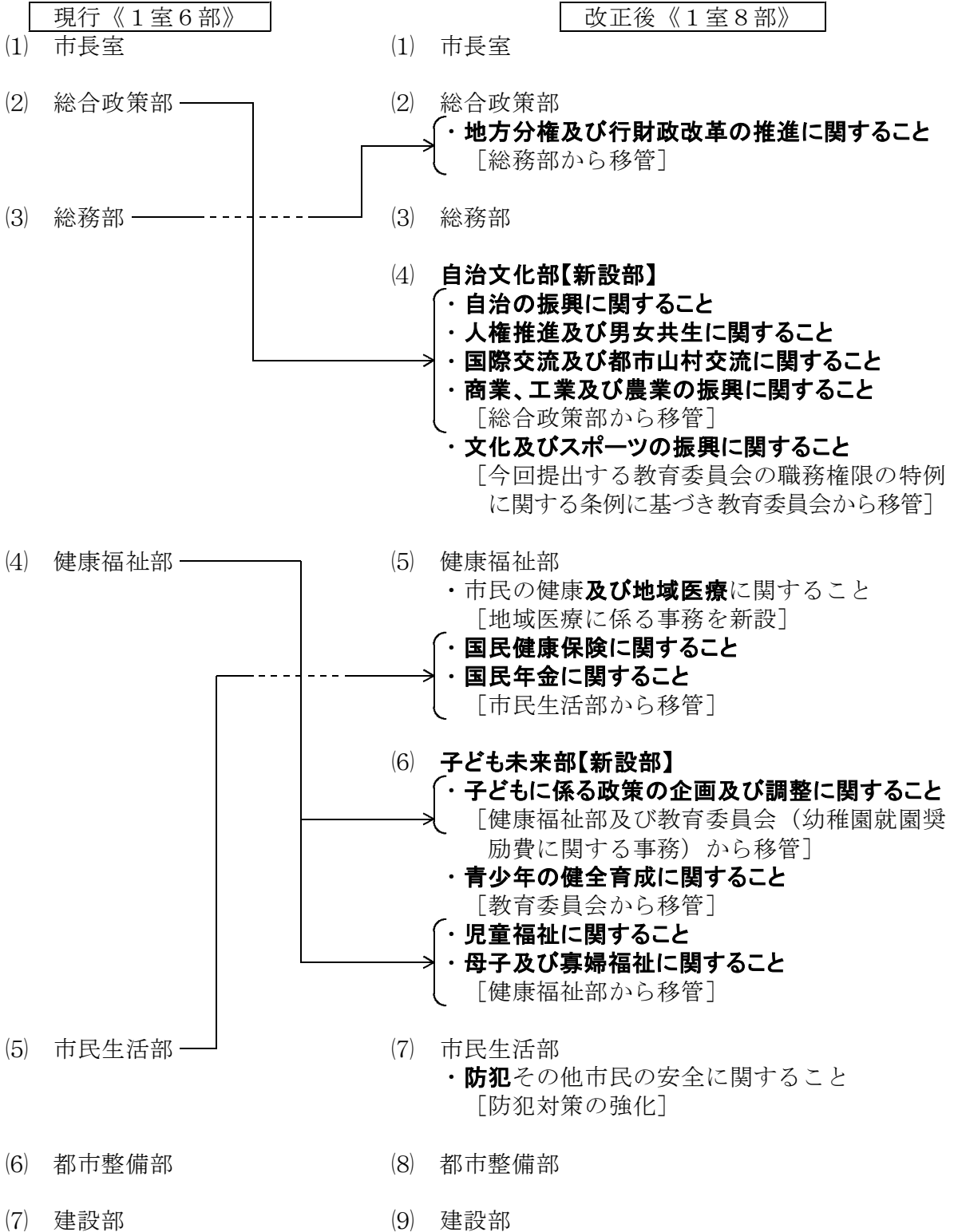
※ （項）投資 （目）投資 （節）有価証券購入費

第88号議案 草加市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

現在の社会経済状況の変化に伴う新たな行政課題の解決、効率的・効果的な事務事業の推進及び市民サービスの向上を図るため、行政組織の見直しを行うものです。

2 内容



3 施行期日

平成20年4月1日

第89号議案 教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について

1 目的

現在の社会経済状況の変化に伴う新たな行政課題の解決、効率的・効果的な事務事業の推進及び市民サービスの向上を図るため、教育委員会の職務権限の特例を定めるものです。

2 内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、市長が管理し、及び執行することとします。

- (1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除きます。）。
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除きます。）。

3 施行期日等

ア 施行期日

平成20年4月1日

イ 関係条例の一部改正

次に掲げる条例の一部改正を行い、当該条例に係る事務を市長が管理し、及び執行することとします。

- (ア) 草加市スポーツ振興審議会条例
- (イ) 草加市体育施設設置及び管理条例
- (ウ) 市民温水プール設置及び管理条例
- (エ) 草加市体育指導委員設置条例

第90号議案 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

1 目的

学校教育法の一部改正に伴い、関係条例の条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

次に掲げる条例の条ずれを改正します。

(1) 草加市立学校設置条例

小学校及び中学校の設置に係る条文を引用しているため、改正を行うものです。

(2) 草加市子ども医療費支給に関する条例

対象者のうち小学校等及び中学校等の就学の義務猶予又は免除されたものに関する条文を引用しているため、改正を行うものです。

3 施行期日

学校教育法等の一部を改正する法律附則第1条本文に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

【学校教育法等の一部を改正する法律附則第1条本文に規定する日は、法の公布日（平成19年6月27日）から6月以内で政令で定める日と規定されています。】

第91号議案 草加市後期高齢者医療に関する条例の制定について

1 目的

高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、後期高齢者医療に係る保険料の徴収等に関し必要な事項を定めるものです。

2 内容

(1) 普通徴収の納期

普通徴収の納期を7月から翌年の2月までの8期とします。

(2) 延滞金

保険料の納期限後の納付における延滞金については、年14.6%（1か月を経過するまでは年7.3%。ただし、特例基準割合が年7.3%を下回る場合はその割合）とします。

※特例基準割合：日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（前年の11月30日経過時）＋年4%

(3) 市で処理する事務の規定

市で処理する事務	区 分	広域連合で処理する事務
・資格取得・喪失等の受付 ・被保険者証の窓口での引渡し ・資格証明書の窓口での引渡し	資 格 管 理	・被保険者証の交付（再交付を含む） ・資格証明書の交付
・保険料の額の通知 ・保険料に係る申告書の受付 ・保険料の減免・徴収猶予に係る申請の受付及び通知書の引渡し	保険料の賦課	・保険料率決定（軽減を含む） ・保険料の賦課決定 ・保険料の減免 ・保険料の徴収猶予
・保険料の納入通知 ・保険料の収納 ・督促（督促状の送付） ・催告 ・滞納処分	保険料の徴収	
・各種給付（葬祭費等）に関する申請等の受付、証明書の引き渡し	保 険 給 付	・現物給付の審査、支払 ・償還払いの審査、支払 ・給付制限 ・レセプト点検

※ 下線波線の事務については今回の条例に規定、その他の事務については法令で規定されています。

(4) 罰則規定（高齢者の医療の確保に関する法律に基づくものです。）

- ・ 被保険者等が徴収に関して文書等の提出等の命令に従わず、又は職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合

 a 10万円以下の過料

- ・ 偽りその他の不正な行為により徴収金等を免れた場合

 a その徴収額の5倍に相当する金額以下の過料

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成20年4月1日

(2) 平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例

後期高齢者医療制度で新たに保険料を負担することとなる被用者保険の被扶養者であった者に係る普通徴収の納期は、平成20年度に限り、10月から翌年の2月までの5期とします。

【激変緩和措置により、保険料負担について平成20年4月から9月までは徴収を行わず、平成20年10月から平成21年3月までは9割減となるため】

第92号議案 草加市交通災害共済条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

市民の生活の安定と福祉の増進により一層寄与するため、半額会費負担対象者を拡大するとともに、交通災害共済の加入手続を見直すものです。

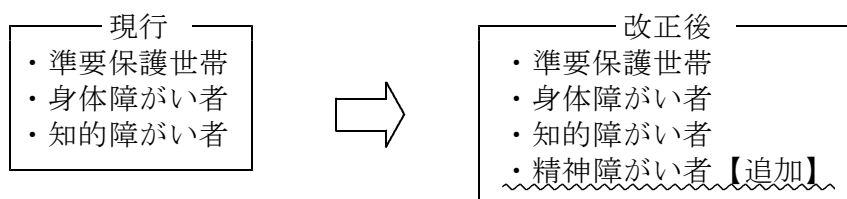
2 内容

(1) 加入手続の見直し

生活保護法の規定による保護を受けている者並びに学校教育法の規定による小学校及び特別支援学校小学部の第1学年に在学している者については、会費を市が負担することとしているため、申込み手続も省略することができるものとし、当該事由が発生した時点で、草加市交通災害共済の会員となることとします。

(2) 半額会費負担対象者の拡大

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者について他の障がい者の取扱いと整合を図るため、会費の半額を市が負担することとします。



3 施行期日

公布の日

第93号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

平成19年度人事院勧告等にかんがみ、一般職職員の給料月額、扶養手当の額及び勤勉手当の支給割合を改定するものです。

2 内容

(1) 給料表の改定

初任給を中心に若年層に限定した改定を行います。

平均改定率：0.09%引上げ 平均改定額：313円引上げ

(2) 配偶者以外の扶養親族の扶養手当月額の改定

月額6,000円 ⇨ 月額6,500円

(3) 再任用職員以外の勤勉手当の支給割合の改定

平成19年12月期のみ 100分の72.5 ⇨ 100分の77.5

平成20年度以降6月期及び12月期 100分の72.5 ⇨ 100分の75

3 施行期日等

(1) 施行期日

ア イ以外：公布の日

イ 平成20年度以降の勤勉手当支給割合の改定：平成20年4月1日

(2) 適用区分

ア 給料表の改定及び扶養手当月額の改定：平成19年4月1日から適用

イ 平成19年12月期分の勤勉手当支給割合の改定：平成19年12月1日から適用

第94号議案 草加市暴力排除都市宣言について

1 目的

すべての市民の自由と平等と公正を保障する「だれもが幸せなまち」をつくるため、市民と行政が毅然とした態度で暴力行為に立ち向かうとともに、総力をあげて、暴力を排除する決意を宣言するものです。

2 宣言

暴力のない明るく平穏な生活は、すべての市民の願いです。しかし、最近、暴力団等は、民事介入暴力、企業対象暴力さらに行政対象暴力等、あらゆる分野に不当に介入し、その活動を多様化・不透明化させており、市民生活や経済活動に大きな不安と脅威を与えています。

このような反社会的な活動は安全で安心して暮らすという市民の願いを踏みにじるものであり、断じて許されるものではありません。

ここに草加市は、市民と行政が毅然と暴力に立ち向かい、警察をはじめとする関係機関・団体と連携を強化し、総力をあげて、暴力を排除し、安全で快適なまちを実現することを宣言します。

第95号議案 財産の取得について

1 目的

草加市土地開発公社の所有地について、（仮称）綾瀬川左岸防災公園用地として取得するものです。

2 取得財産 （仮称）綾瀬川左岸防災公園用地

3 取得面積 10,300.08平方メートル

4 取得価格 2,440,010,374円

5 契約の相手方 草加市高砂一丁目1番1号

草加市土地開発公社

理事長 田口嘉則

【土地の購入は3か年計画です。（今年度1年目）】

第96号議案 指定管理者の指定について

1 目的

草加市立花栗南児童クラブの指定の期間が満了することに伴い再度指定管理者にその管理を行わせるため、指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

2 内容

(1) 指定の期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで（5年間）

(2) 次のものに施設の管理を行わせます。

草加市吉町五丁目10番31号 草加ハイムE1号室

特定非営利活動法人草加・元気っ子クラブ

代表理事 小池 奈津夫

※ なお、指定管理者については、10月17日開催の草加市立児童福祉施設指定管理者選考委員会の（選考結果）答申を受けたものです。

第97号議案 指定管理者の指定について

1 目的

草加市高年者福祉センターふれあいの里の指定の期間が満了することに伴い再度指定管理者にその管理を行わせるため、指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

2 内容

(1) 指定の期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで（5年間）

(2) 次のものに施設の管理を行わせます。

草加市手代町1009番地1

社会福祉法人草加市社会福祉事業団

理事長 木下 博信

※ なお、指定管理者については、10月12日開催の草加市高年者福祉センター指定管理者選考委員会の（選考結果）答申を受けたものです。

第98号議案 市道路線の廃止について

市道1002号線ほか5路線は新田西部土地区画整理事業によるため、市道10242号線ほか11路線は寄附を受け路線を延長するため、市道10419号線ほか4路線は一般交通の用に供する必要がなくなったため、市道10590号線ほか1路線は路線を短縮するため、市道40145号線は都市計画道路の供用開始に伴うため、それぞれ廃止するものです。

計 26路線 総延長 3,432.81m

第99号議案 市道路線の認定について

市道1002号線は新田西部土地区画整理事業によるため、市道10242号線ほか11路線は寄附を受け路線を延長するため、市道11478号線ほか72路線は寄附を受けたため、市道10590号線ほか1路線は路線を短縮するため、それぞれ認定するものです。

計 88路線 総延長 7,952.41m

第100号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

平成19年12月31日をもって任期満了となる教育委員会委員の後任として、新たに教育委員会委員に岩永嘉仁氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第101号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

公平委員会委員河井孝夫氏は、平成20年1月16日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を公平委員会委員に選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

報 告

第27号報告 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成19年9月6日、中央公民館が設置した看板が台風により吹き飛ばされ、草加市住吉二丁目303番地1に駐車していた廣瀬充直氏所有の乗用車に当たり、車両を損傷したものです。

2 損害賠償の額

43,554円

3 損害賠償の相手方

住 所 草加市高砂二丁目18番41号スコアール広瀬301

氏 名 廣 瀬 充 直

4 専決処分日

平成19年10月30日

第28号報告 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成19年7月31日午後4時ごろ、市民安全課の職員が公務のため公用車で市道2036号線を走行中、草加市高砂一丁目10番13号地先の駐車場から後退してきた室岡友弘氏運転（株式会社丸山自動車所有）の乗用車と接触し、車両を損傷したものです。

2 損害賠償の額

9,521円

3 損害賠償の相手方

住 所 八潮市古新田1064番地2金杉ハイツ202号

氏 名 室 岡 友 弘

（車両の所有者）

住 所 八潮市二丁目417番地1

氏 名 株式会社丸山自動車 代表取締役 丸山元

4 専決処分日

平成19年11月21日

第29号報告 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成19年8月14日午前9時53分ごろ、消防署西分署の職員が帰署のため救急車で市道2032号線を走行中、草加市氷川町928番地先の氷川町西交差点の信号機が青であることを確認して進入した際、左側道路から交差点に進入してきた加藤トキ氏の運転する自転車が救急車に接触し、同氏が負傷したものです。

2 損害賠償の額

60,310円

3 損害賠償の相手方

住 所 草加市谷塚町170番地

氏 名 加 藤 ト キ

4 専決処分日

平成19年11月21日

第30号報告 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成19年10月24日午前10時30分ごろ、栄小学校の休み時間中、児童が蹴ったボールがブロック塀を越えて、草加市松原二丁目B54番地先において市道2085号線を走行していた北義人氏運転の乗用車のドアミラーに当たり、車両を損傷したものです。

2 損害賠償の額

20,055円

3 損害賠償の相手方

住 所 草加市草加三丁目6番17号

氏 名 北 義 人

4 専決処分日

平成19年11月21日